

消費税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令要綱

- 1 適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用を受ける課税期間について、所要の措置を講ずる。(附則第二十一条の三関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行う。
- 3 この政令は、令和八年十月一日から施行する。(附則関係)